

「メイドイン品川ブランド」 ～認定製品・技術の募集～

申請期間 平成30年4月13日(金)～
平成30年5月31日(木)17時まで

*申請書の書面審査・面接審査等総合的な審査
のうえで、認定する製品・技術を決定します。

品川区内の企業が開発・実現化した優れた製品・技術を区が認定する事業です。
品川発の優れた製品・技術を区がPRします。

対象者

中小企業基本法に規定する中小製造業者または中小情報通信業者で、品川区に本社あるいは
主な事業所を有し、かつ、以下の要件を満たしていること。

※みなし大企業は除く

- (1)品川区で引き続き1年以上事業を営んでいること
- (2)前年度の法人都民税を滞納していないこと
- (3)品川区に対する使用料等の債務の支払いが滞っていないこと

対象事業

以下の要件をすべて満たしていること。

- (1)自社で開発した製品・技術であること。
- (2)すでに市場で流通しており、PRできる状況にあるもの。
*ソフトウェアの場合、ゲームソフトは対象外。

申請書類

- (1)メイドイン品川PR事業申請書(区指定様式)
- (2)申請製品開発の概要(区指定様式)
- (3)申請製品・技術の詳細説明資料(保有あるいは出願中の知的財産権がある場合はその写し等)
- (4)(法人)履歴事項全部証明書(コピー可)
(個人)開業届(コピー可)
- (5)(法人)法人事業税納税証明書および法人都民税納税証明書(コピー可)
(個人)個人事業税納税証明書および住民税納税証明書(コピー可)
- (6)提出書類確認チェックシート(区指定様式)

* (1)(2)(6)の書類は、ものづくり支援サイト(<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>)
よりダウンロードが可能です。

年間予定

6月中旬～下旬	一次審査(書類審査)
7月中旬	二次審査(面接審査)
7月下旬～8月上旬	認定製品・技術の決定
11月14日～16日	産業交流展出展

助成内容

- (1)産業交流展等への出展(出展小間料は区が負担)
- (2)下記①～③のメニューを支援(利用の上限は合算で20万円です)
 - ①認定製品・技術を展示会へ出展する場合の出展小間料の補助
 - ②認定製品・技術をブラッシュアップするために都立産業技術
研究センターを利用する場合の利用料の補助
 - ③認定製品・技術の販売促進にかかる経費の補助
- (3)東京都中小企業振興公社による販路開拓ナビゲータによる支援
*認定製品について、当該支援未利用の場合のみ
- (4)「メイドイン品川PRマーク」の使用許可
- (5)認定製品・技術等を広報するための動画作成およびPRサイトへの投稿(5分程度)



「品川」をデザインし世界に向けた
情報発信を表現しています。

※ものづくり支援サイト(<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>)内の募集要項に事業全体の流れや
審査、注意事項等の詳細を記載しております。ご申請の際は、必ず募集要項をお読みください。

【お問い合わせ】

品川区 商業・ものづくり課 中小企業支援係 TEL 5498-6340

本事業は、品川区議会平成30年第1回定例会において平成30年度予算案が可決されてから実施が決定となります。